

農地法第3条許可申請書等(添付書類)について

農地法第3条申請・・・農地関係の手続

(1) 農地の売買、贈与、貸借（農地法第3条関係）

農地を耕作目的で売買、交換、贈与等により所有権の移転、賃貸借、使用貸借によって権利の設定を行なう場合は、農地法第3条の規定により農業委員会の許可が必要です。

- 許可申請書は・・・様式1-1及び様式1-2-1、様式1-2-2を編綴する。
 - ・ 譲受人は、その世帯員が自ら耕作し、農作業に常時従事すると認められること。(耕作を目的としない場合は、3条申請には該当しません)
 - ・ 譲受人は、世帯員の経営状況、通作距離(概ね30km・1時間以内を目安)からみて当該農地を効率的に利用して耕作することが認められること。

○許可申請書には、次に掲げる書類を添付する (農地法関係事務処理要領等)

	提出書類	部数	発行場所等	備 考
1	土地の登記事項証明書 (申請者が所有者名義人と異なる場合は、証する書面)	1	法務局	全部事項証明に限る。甲区欄の所有者住所が現住所と異なる場合は、戸籍附票の写し等で沿革が分かるもの
2	法人登記事項証明書・定款(法人の場合)	1	法務局・ 該当法人	法人が取得等する場合
3	単独申請行為該当事由を証する書面	1		連署しないで許可申請をする場合(競売期日の調書、売却の決定通知書、遺言書等の写し)
4	所有者であることを証する書面		本籍地・住所地の市町村	申請者が土地登記簿に記載された所有名義人と異なる場合 (例) 相続が未登記の場合→戸籍謄本等
5	土地所有者の同意書	1	所有者	賃借権に基づき耕作等を行うものがその農地の賃借権等を移転する場合
6	解除条件付契約書の写し	1	申請人	農業に常に従事しない個人や農地所有適格法人以外の法人が使用貸借又は賃貸借権を設定する場合(法第3条第3項を適用し、許可を受ける場合)
7	規則第16条第2項の要件を満たしていることを証する書面	1		権利を取得しようとする者が令第2条第2項第3号に規定する一般社団法人又は一般財団法人の場合
8	耕作証明書	1	農業委員会 (居住地)	居住地が町外の場合。(町内の場合は不要)
9	通作経路図 (1/25,000～1/200,000)	1	申請人	居住地・申請地までの通作経路(朱書)を示す図面。(通作距離・時間を表示) (町内の場合は不要)

10	賃貸借権等に基づき耕作等を行なう者の同意書	1	権限者	賃貸借権等に基づき耕作等を行う者が存在する農地の賃貸借権を、その耕作を行うもの以外の者に移転しようとする場合	
11	農地所有適格法人の場合 ・組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し	1	申請人、該当法人等	(例)農事組合法人→組合員名簿 株式会社→株主名簿	
	・農業経営改善計画認定申請書(写)及びその認定書(写)	1		農業経営基盤強化促進法第14条の適用のある農地所有適格法人の場合	
	・構成員が承認会社であることを証する書面及び構成員及び株主名簿の写し等	1		承認会社が構成員となっている農地利用適格法人の場合	
	・法第2条第3項第2号チに掲げる者と法人との間で締結された契約書の写し等	1		農地利用適格法人の取得で法第2条第3項第2号チに掲げる者が構成員となっている場合	
12	委任状	1	申請人	行政書士等に申請事務を委任した場合(署名または記名・押印。)	
13	その他参考となるべき書類	1		農業委員会が必要と認めて提出を求めた場合	
その他確認事項	<p>※ 権利移動に伴い影響する事を確認したうえで申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金関係 (該当 ・あり・なし) ・売買、贈与による新たな税の発生等 ・相続・贈与税の納税猶予関係 (該当 ・あり・なし) ・所有権以外の権限、耕作(貸借を含む)関係 (該当 ・あり・なし) ・経営農地が耕作放棄状態となっている(該当 ・あり・なし) ・その他、影響するもの (: 該当 ・あり・なし) 				↑ チ ェ ツ ク 欄

※ 申請書部数は添付書類1部です。

(平成29年3月作成)

◎ 賃貸借契約の場合は、書面により存続期間、支払金額、その他条件を明らかにしておく。

※ **申請書受付期間は、毎月10日が期限です。**(休日の場合は翌日) 申請等の相談(電話可)は、随時行っています。なお、不在の場合もありますので連絡をしてお出かけ願います。

◎許可申請後の事務の流れ・・・ **許可までの標準処理期間 4週間**

①当月10日申請書×切→→ ②同月15日頃現地等確認調査→→ ③同月25日農業委員会総会→→ ④許可書等を作成→→ ⑤同月28日頃申請者へ連絡、許可書交付